

○芝山町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例

昭和48年9月28日

条例第25号

改正 昭和57年6月23日条例第16号

昭和59年12月21日条例第26号

昭和62年12月22日条例第17号

平成7年3月17日条例第9号

平成11年9月21日条例第16号

平成17年3月22日条例第8号

平成19年12月17日条例第24号

平成21年3月23日条例第3号

平成25年3月25日条例第10号

平成27年6月12日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者(児)又はその保護者に対し医療費の一部を支給して、医療費の負担を軽減することによりその健康の保持と生活の安定を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において重度心身障害者(児)とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、同法施行規則別表第5号の1級又は2級の障害のある者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条の知事が交付する療育手帳の障害の程度が重度((A)の1、(A)の2((A)を含む。)、Aの1又はAの2の該当者)と判定された者

(受給権者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることのできる者は、本町の住民基本台帳に登録されている者で、重度心身障害者(児)であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は健康保険法(大正11年法律第70号)その他の法律に基づく保険による被保険者及び被扶養者である者とする。

(受給権者とししない者)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、医療費の助成の対象外とする。

- (1) 65歳に達した日以後に新たに重度心身障害者となったとき。
- (2) 受給権者及び受給権者と生計を一にする者であつて受給権者が加入している社会保険各法の被保険者の町民税の所得割の合算額が23万5,000円以上であるとき。

(助成の範囲)

第4条 医療費の助成の範囲は、受給権者が国民健康保険法、健康保険法その他の法令の規定によって負担すべき額及び当該受給権者が医療機関に支払った医療費受領証明に関する経費(医療費に対する付加給付、食事療養及び生活療養に係る額を除く。以下「自己負担額」という。)から規則で定める重度心身障害者の属する世帯の市町村民税に応じて規則に定める負担基準額を控除した額について支給するものとする。ただし、医療費に対する附加給付がある場合には、当該給付を控除した額とする。

- 2 受給権者が、精神衛生法(昭和25年法律第123号)、結核予防法(昭和26年法律第96号)その他の法律に基づき医療の給付を受けることができるときは、その限度において支給しないものとする。
- 3 新たに受給権者として資格を得た者については、その資格を得るに至った日の属する月の初日から助成を行なうものとする。ただし、転入者については、転入日から助成を行うものとする。
- 4 助成する証明手数料の額は、対象者が保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)に支払った診療・調剤報酬証明手数料の額で100円を限度とする。

(助成の申請)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

(助成の方法)

第6条 町長は、受給権者又はその保護者が保険医療機関等において規則で定める手続を行った場合には、保険医療機関の請求に基づき、助成すべき額を当該保険医療機関に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払がなされた場合は、受給権者又はその保護者に対し助成を行ったものとする。
- 3 受給権者又はその保護者が保険医療機関等において自己負担額を支払った場合に助成を

受けようとするときは、保険医療機関等に医療費を支払った日の属する月の翌月から2年以内に、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

(損害補償との調整)

第7条 町長は、受給権者又はその保護者が疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部又は一部を支給せず、又はすでに支給した医療費に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の徴収)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(受給権の保護)

第9条 この条例により医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(昭和62年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の芝山町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(平成7年条例第9号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第16号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成17年条例第8号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第24号)

改正 平成21年3月23日条例第3号

平成25年3月25日条例第10号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芝山町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降の医療費の助成について適用し、施行日前までの医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第3条の受給権者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1項第1号の高額治療継続者に該当する場合は、改正後の条例第3条の2の規定は、施行日から障害者自立支援法施行令附則第12条に規定されている経過的特例の適用期間が満了するまでの間は、適用しない。

附 則(平成21年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芝山町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例の規定は、平成27年8月1日以降に助成事由の生じた医療費の助成について、適用し、同日前に助成事由の生じた医療費の助成については、なお従前の例による。